

食品安全委員会第866回会合議事録

1. 日時 令和4年7月12日（火） 14：00～14：15

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ピリプロキシフェン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルピラジフロン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メトキシフェノジド」に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

中事務局次長、込山総務課長、紀平評価第一課長、前間評価第二課長、
浜谷情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、藤田リスクコミュニケーション官、
寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 農薬評価書（案）ピリプロキシフェン（第5版）

資料1-2 農薬評価書（案）フルピラジフロン（第3版）

資料1-3 農薬評価書（案）メトキシフェノジド（第7版）

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第866回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

次に、先日、事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局から紹介をお願いいたします。

○込山総務課長 御紹介申し上げます。7月7日付で評価第二課長が石岡から前間に変わりましたので、御紹介させていただきます。

○前間評価第二課長 ただ今御紹介いただきました、評価第二課長に7月7日付で着任しました前間と申します。委員の先生方、どうぞよろしくお願ひします。前職はオーストラリア日本国大使館に勤務を3年しておりまして、バックグラウンドは獣医学でございます。よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 よろしくお願ひします。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくかずに開催することといたします。なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っています。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第866回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願ひいたします。

○込山総務課長 資料の確認をいたします。本日の資料は3点ございます。

資料1-1が「農薬評価書（案）ピリプロキシフェン（第5版）」、資料1-2が「農薬評価書（案）フルピラジフロン（第3版）」、資料1-3が「農薬評価書（案）メトキシフェノジド（第7版）」でございます。

資料は以上でございます。不足の資料などはございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長 御報告申し上げます。事務局におきまして、令和3年7月1日付で委員の皆様へ御提出いただきました確認書及び現時点における今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 令和3年7月1日以降において、確認書の記載事項に変更のある委員はおらず、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬「ピリプロキシフェン」、「フルピラジフロン」及び「メトキシフェノジド」についてです。

本件については、本年5月31日の第860回委員会会合において厚生労働省から評価要請のあった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することとしていました。本日その審議を行いたいと思います。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 本件につきまして、本委員会で直接審議いただくため、評価書案を提出しております。評価要請があった際の会合において説明したとおり、今回新たに提出された資料の内容からは、新たに安全性について懸念させるような知見は認められず、評価結果に変更はございません。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○紀平評価第一課長 それでは、御説明させていただきます。

お手元の資料1-1から1-3にしたがいまして御説明をさせていただきます。

なお、これらの評価書につきましては、先ほど浅野委員から御説明がございましたとおり、直接本委員会の方で御審議いただくものとなります。

本年3月に評価書の標準的な記載項目、記載順序につきまして見直したものをお示ししておりますけれども、こちらにつきましては、本年4月以降に専門調査会で審議が開始されるものから順次適用するとしておりますので、本日お配りしております評価書案につきましては、従前の構成のまま更新をしたものになります。

それでは、御説明申し上げます。

資料1-1を御覧ください。ピリプロキシフェンの第5版となります。

おめくりいただきまして5ページ目にお進みいただきますと、第5版の経緯について記載がございます。バナナについてのインポートトレランス設定の要請がございまして、本年5月に厚生労働大臣から残留基準値設定に係る食品健康影響評価について要請があったものとなります。

続きまして、10ページ目にお進みください。今回の評価対象農薬の概要についてです。用途は殺虫剤、6. に構造式がございまして、7. に開発の経緯がございまして、本剤の作

用としましては、幼若ホルモンとして作用し、蛹化・成虫化の変態阻害作用を有するものとなります。日本におきましては、1995年に初回農薬登録され、海外では、米国、カナダ、EU、オーストラリア等で農薬登録されているものとなります。

続きまして、22ページ目にお進みください。6. 作物残留試験の結果がございました。こちらは下の方に「海外において」とありますけれども、今回、バナナについての試験成績が提出されたということになります。試験成績につきましては、61ページ目以降にございます。61ページ目、62ページ目に今回提出された作物残留試験成績の結果を記載しております。

その結果を受けてですけれども、先ほどの22ページ目にお移りいただきまして、その続き、23ページ目に最大残留値についても記載がございましたけれども、特に変更はございません。また、その下、推定摂取量についても今回見直しは行う必要がなかったというものでございます。

その結果、44ページ目にADI、ARfDの記載がございましたけれども、今回これらの見直しは必要ないということとなっております。

続きまして、資料1-2を御覧ください。フルピラジフロンの第3版になります。こちらにつきまして、内容を御説明いたします。

4ページ目にお進みください。こちらが今回の審議の経緯となります。下の方、第3版関係がございまして、今般、ラズベリー、アボカド等についてのインポートトレランス設定の要請があり、本年5月に厚生労働大臣から残留基準値設定に係る食品健康影響評価について要請があったものとなります。

続きまして、8ページ目にお進みください。こちらに評価対象農薬の概要の記載がございました。用途は殺虫剤、構造式は6. に記載がございまして、その下の7. に開発の経緯がございました。9ページ目にお進みいただきまして、作用等の記載がございまして、ニコチン性アセチルコリン受容体へのアゴニストとして殺虫効果を示すとされております。日本では、2015年に初めて農薬登録され、海外では米国、欧州等で登録を取得しているものとなります。

今回の提出された成績についてです。46ページ目にお進みください。作物等残留試験の成績がございました。こちらに今回提出された資料について、(1)の最後、参照のところに90から105を追加しておりますけれども、その試験成績が134ページ目以降にございます。134ページ目に米国におけるラズベリー、ブラックベリーの結果、それから141ページ目以降に今回追加で提出されましたアボカド、パイナップル等の試験成績の記載がございました。これらを受けまして、今回、最大残留値については特に変更はないということで、特に修正は行っておりません。

また、推定摂取量につきましては、この農薬につきましては、国内における作物残留試験におきまして、いずれの試料においても残留値は定量限界未満であったということから、推定摂取量の算出は従前から行っていないというものとなります。

続きまして、64ページ目、食品健康影響評価についての記載となります。こちらの方、64ページ目にADI、ARFDの記載がございますけれども、今回修正の必要はないということとしております。

続きまして、資料1-3にお移りください。メトキシフェノジドの第7版となります。

6ページ目にお進みいただきますと、今回の第7版の経緯についてでございます。コーヒード豆についてのインポートトレランス設定の要請がございまして、本年5月に厚生労働大臣から残留基準値設定に係る食品健康影響評価について要請があったものとなります。

続きまして、10ページ目にお移りください。評価対象農薬の概要の記載がございます。用途は殺虫剤、構造式は6. にございまして、7. に開発の経緯がございまして、作用としましては、昆虫の幼虫にエクダイソン様の作用を示して、異常脱皮を促すことにより殺虫効果を現すというものとなります。日本では、2001年に初めて農薬登録され、海外では米国、カナダ、中国等で登録を取得しているというものとなります。

今回の試験成績等につきまして、22ページ目にお進みください。作物等残留試験の結果の記載がございます。こちらが一番下、参照のところに、今回追加で提出されたものとして54、55の参照の追記がございます。

こちらにつきまして、試験成績は54ページ目になります。今回新たに提出されましたコーヒード豆についての作物残留試験の成績の記載がございます。この試験成績を受けまして、24ページ目に移りますけれども、今回最低推定残留値等の記載については修正はないというものとなります。また、推定摂取量につきましても従前どおり、見直しの必要はないというものとなります。

39ページ目以降が食品健康影響評価についての記載となります。

40ページ目にADI、ARFDの記載がございますけれども、今回、見直しの必要はないということとなっております。

これらにつきまして、これまでの評価結果を前回の評価書から変更するものではないということから、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で定いたしました評価結果と同じ結論、ピリプロキシフェンの許容一日摂取量（ADI）を0.1 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARFD）を3 mg/kg 体重と設定する。フルピラジフロンのADIを0.031 mg/kg 体重/日と設定し、ARFDを0.35 mg/kg 体重と設定する。メトキシフ

エノジドのADIを0.098 mg/kg 体重/日と設定し、ARFDは設定する必要がないと判断したということよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(2) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○込山総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、7月19日火曜日14時から開催を予定しております。

また、13日水曜日10時から「かび毒・自然毒等専門調査会」が、同日14時から「添加物専門調査会」が、15日金曜日14時から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が、それぞれウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第866回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。